

経理部

昭和五十三年度をかえりみて

経理部長 岡村正一

五十三年度の経理をふりかえって、最初に感じるのは、何としても、司調会館の建設に伴う山口銀行よりの借入金二千二百万円返済完了であります。

かえりみますに、昭和四十五年当時の本光会長のもと諸先輩の英断と会員各位の御理解により、われわれの居城となるべき本会館の建設計画が誕生したものであり、過ぐる五十年五月に現在の司調会館が完成したのであります。

その間、土地問題については、当時の地元山口支部の役員各位にただならぬ心労をかけ、また建物の建築については建設委員会が専門職員負の全智をしぼり、幾度かの難関を乗り越えて完工に至ったのであります。

ここに改めて諸先輩に敬意を表します。

一方、不動産を取得するためには資金が必要であり、一般会計からこれを捻出することは不可能ですから、

とりあえず全会員の方に出資金一万円の負担をおねがいし、ころよく承諾をいただいたものの累計が現在三百二十七万円となっております。引きつづいて、会員諸氏に対して事件一件当り百円の証紙負担をおねがいして、当初から合計して三千万円近い援助をいただいているわけです。

財産の状況については、毎年決算報告をしておりますが、建設会計は現在、出資金二百五十余万円を残すのみとなり、まことに感慨無量であります。

さて、一般会計を見るに、当会は御存知のように、皆様の会費の収入のみ依存しているものであります。経理部は何をしているのかと叱られそうですが、これによって、会館の運営から人件、物件費、あるいは上部下部への負担金、交付金、その他会の運営に当っておりますが、何としても苦慮するのが、法十四条の品位保持、業務の改善進歩を主眼と

すべき業務費の捻出であります。毎年報告しておりますように、業務費は百六十万円程度で恐縮の他ありません。

紐付きの経費が年々上昇し、本会の大蔵省も頭の痛いところですが、五十四年度は、どうしても会費の値上げを皆様にお願ひせざるを得ない実情にあります。

一方、今類似の団体においても頭痛の種である、相互扶助、共済制度について、事業は総務部担当であります。要はその資金の捻出方法であります。

日調連における共済保険は、御存知のとおりであります。当初に申しました会館借入金返済が完了したことをうけて、本会独自の互助会の発足が検討されており、その資金の一部として、従来おねがいでいる証紙の制度を形を変えて継続させていただければと考えております。

總會までに納得のゆく試案がまとめられるものと思ひます。五十四年度も何かとよろしくお願ひいたします。



日和見申述書

香港では、土地が狭いのに多数の人口をかかえているため、高層アパートがそれこそ軒を連ねている有様であり、そのなかで、比較的富裕な階級の人たちが一戸建ての住宅を建てようとして土地を購入する場合、香港政府は土地の永久所有を認めず、三十年、五十年といった期限付きで所有権を与え、最長の所有権の期限は九十九年だという。我が国の地上権・賃借権に該当するような期限付所有権であり、長期の所有権になればなるほどその購入価格は高額になるようである。

これは香港ツアーで、現地のガイドが説明したことだから、事実なのだろうが、その根底には、土地は本来公有であり、しかも、その所有は有効利用を目的とするものでなければならぬ、という考えがあるように思われる。

我が国の所有権絶対の風潮は、明治以降のことであり、ことに戦後にその権利意識が強くなった。

欧州の土地所有権の思想をそのまま導入したために、所有権の絶対不可侵という権利面のみ主張だけが強調されてしまっている。現在の我が国の風潮を眺めると、土地の有効利用に重点を置いて所有権を認め、地のためには有益なのではないかとさえ思われてならない。(博)

山口地方法務局人事異動

総務課長に金沢氏を迎える

四月一日付

新	職	名	現	職	名	氏	名
岡山地方法務局	総務課長	山口地方法務局	総務課長	野村和一郎			
山口地方法務局	総務課長	広島法務局	会計課長	金沢 昭治			
広島法務局	訟務部第一課長	山口地方法務局	会計課長	松田 良企			
山口地方法務局	会計課長			柏田幸司郎			
	訟務課長	広島法務局	訟務部第三課長	山口 英雄			
広島法務局	訟務部第二課長	山口地方法務局	戸籍課長	藤田 典人			
山口地方法務局	戸籍課長	鳥取地方法務局	人権擁護課長	松南 幸平			
広島法務局	尾道支局長	山口地方法務局	岩国支局長	浦川 源一			
山口地方法務局	岩国支局長			山根 堅司			
	供託課長			今元 司			
	下関支局登記課長	広島法務局	民事行政部登記課登記官	鈴木 忠夫			
	徳山支局長補佐	山口地方法務局	裁支局長	山崎 耕右			
松江地方法務局	益田支局長	山口地方法務局	裁支局長	岡村 邦弘			
山口地方法務局	裁支局長	広島法務局	海田出張所長	三浦 実義			
広島法務局	三原出張所長	山口地方法務局	防府出張所長	小池 潤			
山口地方法務局	防府出張所長			藤野 一雄			
	柳井出張所長			藤本 利男			
	長門出張所長	広島法務局	呉支局登記官	波多野 忠			
広島法務局	加計出張所長	山口地方法務局	岩国支局長補佐	上西 辰雄			
山口地方法務局	岩国支局長補佐	松江地方法務局	総務課庶務係長	堀江 安行			
広島法務局	福山支局総務課長	山口地方法務局	下関支局総務課長	溝下 正高			
山口地方法務局	下関支局総務課長			三原 幸一			
	総務課長補佐			植田 義彦			
岡山地方法務局	総務課人事係長	広島法務局	尾道支局総務係長	堀田 泰宏			
山口支局登記課登記官		山口地方法務局	久賀出張所長	春木 義徳			
山口地方法務局	久賀出張所長	広島法務局	布田出張所登記官	乙川 久好			

新 職 名

現 職 名

氏 名

鳥取地方法務局	東伯出張所長	山口地方法務局	光出張所長	矢部 正宜
山口地方法務局	光出張所長	広島法務局	能美出張所長	松富 節美
岡山地方法務局	登記課登記官	山口地方法務局	登記課登記官	鈴木 南
山口地方法務局	登記課登記官			小川 欽示
	籠部出張所長			松村 安夫
	下関支局登記課登記官	岡山地方法務局	矢掛出張所長	大野 英雄
		山口地方法務局	登記課登記官	藤井 謙
				福永 恒資
				松本 孝
				阿座上弘一
				保坂 一男
				長弘 毅
				山崎 浩正
				広中 章人
				大田出張所長
				重田 進
				宇部支局登記官
				尾崎 昭夫
				下瀬 寛
				松坂 義人
				山崎 力
				水津 憲治
				阿川 真悟
				玉木 万壽
				長尾 萬
				梅嶋 為夫
				矢田部 悟

三月二十六日付

新	職	名	現	職	名	氏	名
山口地方法務局	宇部支局総務係長	山口地方法務局	下関支局総務課総務係長	中原 宏勉			
	下関支局総務課総務係長			竹島 逸夫			
	防府出張所登記専門職			藤井 欽也			
	人権擁護課人権相談主任			膳夫 明			

本部だより

『表示登記の日』

四月二日無料登記

相談を実施

この四月二日、三度目の「表示登記の日」が実施されました。

これは、土地家屋調査士会連合会の提唱によるもので、表示に関する登記の正しい理解と、土地家屋調査士制度の一層の飛躍を期して、例年四月一日を「表示登記の日」と定めて、全国的にキャンペーンをくりひろげることとなったもので、当会でも、昨年に引きつづき、無料登記相談所を開設することとし、山口地方事務局の本支局各出張所の御協力を得て、全会員が一致して、この計画を実施いたしました。

無料登記相談所を開設に際し、今年にはたまたま四月一日が日曜日にあたることもあって、会場や相談者の都合なども考慮して、当会では四月二日に県下十カ所において県民の相談を受けました。

本年度の成績は次の通りです。

会場 相談者数

岩国支部 七名

岩国支局 七名

柳井出張所 十五名

徳山支部

徳山支局

山口支部

山口県司調会館

防府市福祉会館

萩支部

萩支局

宇部支部

宇部支局

小野田出張所

厚狭社会福祉協議会

下関支部

下関支局

合計 九十八名

昨年に比べて十五名ほど相談者数が減少したことは、いささか残念でしたが、これも県民に対する広報が充分ではなかったのではないかと思われます。

県下各市町村の広報紙には、次の各地で掲載の御協力を得ました。

市報いわくに(岩国市)

市報しものせき(下関市)

三月十五日号

三月十五日号

広報とくやま(徳山市)

三月十五日号
広報ほうふ(防府市)

三月十五日号
市報やまぐち(山口市)

三月十五日号
広報あいお(秋徳町) 四月二日号

また、各報道機関にもお願いして新聞や、テレビ、ラジオ等のお知らせを通じて、「表示登記の日」の計画を県民に周知させるなどの御協力を得ました。

本年度のこの登記相談を何によってお知りになりましたか、というアンケートでは、圧倒的に市町村広報

資料

「表示登記の日」の無料相談集計表

支部	開設場所	相談客	登記相談を何で知りましたか				
			テレビ	ラジオ	広報	ポスター	新聞その他
岩国	山口地方事務局 岩国支局	七			七		
徳山	山口地方事務局 柳井出張所	一五			一四		
山口	山口地方事務局 徳山支局	二二			二二		
山口	山口県司調会館	一〇			九		
萩	防府市福祉会館	一〇			一〇		
萩	山口地方事務局 萩支局	三		一			
宇部	山口地方事務局 宇部支局	七			三		
宇部	山口地方事務局 小野田出張所	一三			一三		
下関	厚狭社会福祉協議会	一			一		
下関	山口地方事務局 下関支局	一〇			八		
計	一〇カ所	九八		一	八七		四
							六二

によるというものが多く、八十七件(八九%)で、次いで、新聞四件(四%)、ラジオ一件(一%)、その他六件(六%)という結果でした。やはり、市町村発行の広報紙がその土地の住民によく読まれており、いかに強力な情報伝達の手段であるかを知ることができます。

市町村広報担当の方々の御協力に厚く感謝申し上げます。なお、本誌に、各市町村広報の掲載記事をビデオテープとして転載させていただきます。

市報 やまぐち

四月一日「表示登記の日」
無料相談所を開く
 四月一日は「表示登記の日」です。登記の重要なことを国民に知ってもらうため、設けられたものです。
 この日にちなみ、県土地家屋調査士会と山口地方方法務局では次のとおり、無料登記相談所を開きます。
 ・日時 四月二日午前九時から午後二時まで
 ・場所 県庁調査館(新通り二丁目)
 ・相談内容 土地の分筆、地目変更、建物の新築、増築、分割など
 登記のことなら何でも。

「表示登記の日」 ビデオテープ

いわくに

表示登記の無料相談
 (土地家屋調査士会)
 4月2日の「表示登記の日」に、表示に関する無料登記相談を行います。
 7日時 4月2日9時/15時
 △場所 山口地方方法務局岩田支局(鶴見一丁目16-35)
 △相談内容 土地の分・合筆、地目変更、地積更正等
 建物の新・増築、滅失、分割、区分等

広報とくがま

表示登記の無料相談
 山口県土地家屋調査士会では、土地の分筆・合筆・地目変更・地積更正などに関する無料登記相談を行います。お気軽にご相談ください。
 日時 四月二日 午前九時～午後二時
 場所 山口県土地家屋調査士会 調査館(新通り二丁目)
 △相談内容 土地の分筆、合筆、地目変更、地積更正等
 △建物 新築、増築、滅失、分割、区分等
 誰でも、山口県土地家屋調査士会(電話)083-25975

しものせき

表示登記の無料相談
 四月一日は「表示登記の日」です。土地家屋調査士会では、この日にちなんで土地の分筆・合筆、地目変更、建物の新築・増築・滅失などの登記について、無料で相談を受けます。お気軽にご相談ください。
 日時 四月一日(月)午前九時～午後二時
 場所 山口地方方法務局下関支局(竹崎町四丁目)

広報ほうふ

表示登記無料相談
 とき 4月2日 午前9時から午後3時まで
 ところ 文化福祉会館
 相談内容 土地の分筆、合筆、地目変更、地積更正などの建物の新築、増築、滅失など
 主催 山口県土地家屋調査士会
 問い合わせ先 山口県土地家屋調査士会 電話=山口083-25975

あいお

あなたの土地や建物は正しく登記されていますか
 土地を購入したり、家を建てたときなどには、登記の申請をしなればならないことになっていきます。これらの登記は、正確に、早く手続きされる必要があります。表示に関する登記については、ご相談は、お気軽に先記へどうぞ。
 山口県土地家屋調査士会、電話 山口二一五九七五

広報紙に掲載された「お知らせ」

山口新聞

やまぐち吉野樹

2日

下関市

宇布市

防府市

山口市

徳山市

徳井市

●表示登記の無料相談所
 表示登記の無料相談所は、土地の分筆・合筆、地目変更、地積更正等に関する相談を受け、無料で相談を行います。お気軽にご相談ください。
 ●表示登記の無料相談所
 表示登記の無料相談所は、土地の分筆・合筆、地目変更、地積更正等に関する相談を受け、無料で相談を行います。お気軽にご相談ください。
 ●表示登記の無料相談所
 表示登記の無料相談所は、土地の分筆・合筆、地目変更、地積更正等に関する相談を受け、無料で相談を行います。お気軽にご相談ください。

紙上「登記の相談」(山口新聞)

【問】登記簿に「地積更正」の記載があるが、その内容が不明確である。地積更正とは何か、また、その手続きはどのように行われるのか、教えてください。

【答】地積更正とは、登記簿に記載された土地の面積が、実際と異なることを是正するための手続きです。地積更正の申請は、土地の所有者が行います。地積更正の申請には、測量士による測量結果の提出が必要です。地積更正の申請が認められると、登記簿に記載された面積が、実際と一致するよう変更されます。

【問】地積更正の申請には、測量士の費用がかかります。測量士の費用は、どのように負担されるのでしょうか。

【答】測量士の費用は、申請者が負担します。測量士の費用は、測量の範囲や土地の状況によって異なります。測量士の費用は、測量士の事務所から請求されます。

【問】地積更正の申請には、登記簿に記載された面積と異なる面積を証明する必要があります。どのように証明すればよいのでしょうか。

【答】地積更正の申請には、測量士による測量結果の提出が必要です。測量結果は、測量士が作成した測量図面に記載されます。測量図面は、測量士の事務所から申請者に提供されます。

【問】地積更正の申請には、登記簿に記載された面積と異なる面積を証明する必要があります。どのように証明すればよいのでしょうか。

【答】地積更正の申請には、測量士による測量結果の提出が必要です。測量結果は、測量士が作成した測量図面に記載されます。測量図面は、測量士の事務所から申請者に提供されます。



途中登記はいつ

【問】途中登記とは何か、また、いつ行われるのでしょうか。

【答】途中登記とは、土地の登記簿に記載された面積が、実際と異なることを是正するための手続きです。途中登記の申請は、土地の所有者が行います。途中登記の申請には、測量士による測量結果の提出が必要です。途中登記の申請が認められると、登記簿に記載された面積が、実際と一致するよう変更されます。

面積と壁と地上固定と

【問】面積と壁と地上固定とは何か、また、どのように関係しているのでしょうか。

【答】面積と壁と地上固定とは、土地の登記簿に記載された面積と、壁の位置と、地上固定の位置とを関係づけるための手続きです。面積と壁と地上固定の申請は、土地の所有者が行います。面積と壁と地上固定の申請には、測量士による測量結果の提出が必要です。面積と壁と地上固定の申請が認められると、登記簿に記載された面積が、実際と一致するよう変更されます。

(昭和53年12月25日)

【問】父の墓を埋葬するにあたって、登記簿に記載された面積と、実際と異なる面積を証明する必要があります。どのように証明すればよいのでしょうか。

【答】父の墓を埋葬するにあたって、登記簿に記載された面積と、実際と異なる面積を証明する必要があります。証明には、測量士による測量結果の提出が必要です。測量結果は、測量士が作成した測量図面に記載されます。測量図面は、測量士の事務所から申請者に提供されます。

【問】別区画、でなければ、とありますが、これは何を指しているのでしょうか。

【答】別区画とは、土地の登記簿に記載された区画と、実際と異なる区画を指しています。別区画の申請は、土地の所有者が行います。別区画の申請には、測量士による測量結果の提出が必要です。別区画の申請が認められると、登記簿に記載された区画が、実際と一致するよう変更されます。



父の墓を埋葬

【問】父の墓を埋葬するにあたって、登記簿に記載された面積と、実際と異なる面積を証明する必要があります。どのように証明すればよいのでしょうか。

【答】父の墓を埋葬するにあたって、登記簿に記載された面積と、実際と異なる面積を証明する必要があります。証明には、測量士による測量結果の提出が必要です。測量結果は、測量士が作成した測量図面に記載されます。測量図面は、測量士の事務所から申請者に提供されます。

別区画、でなければ

【問】別区画、でなければ、とありますが、これは何を指しているのでしょうか。

【答】別区画とは、土地の登記簿に記載された区画と、実際と異なる区画を指しています。別区画の申請は、土地の所有者が行います。別区画の申請には、測量士による測量結果の提出が必要です。別区画の申請が認められると、登記簿に記載された区画が、実際と一致するよう変更されます。

(昭和54年1月29日)

【問】地積更正の手続きを、とありますが、これは何を指しているのでしょうか。

【答】地積更正の手続きとは、土地の登記簿に記載された面積が、実際と異なることを是正するための手続きです。地積更正の申請は、土地の所有者が行います。地積更正の申請には、測量士による測量結果の提出が必要です。地積更正の申請が認められると、登記簿に記載された面積が、実際と一致するよう変更されます。

【問】地積更正の手続きには、測量士の費用がかかります。測量士の費用は、どのように負担されるのでしょうか。

【答】測量士の費用は、申請者が負担します。測量士の費用は、測量の範囲や土地の状況によって異なります。測量士の費用は、測量士の事務所から請求されます。

【問】地積更正の手続きには、登記簿に記載された面積と異なる面積を証明する必要があります。どのように証明すればよいのでしょうか。

【答】地積更正の申請には、測量士による測量結果の提出が必要です。測量結果は、測量士が作成した測量図面に記載されます。測量図面は、測量士の事務所から申請者に提供されます。



字図にない地番

【問】字図にない地番とは何か、また、どのように関係しているのでしょうか。

【答】字図にない地番とは、土地の登記簿に記載された地番と、字図に記載された地番とを関係づけるための手続きです。字図にない地番の申請は、土地の所有者が行います。字図にない地番の申請には、測量士による測量結果の提出が必要です。字図にない地番の申請が認められると、登記簿に記載された地番が、字図に記載された地番と一致するよう変更されます。

地積更正の手続きを

【問】地積更正の手続きを、とありますが、これは何を指しているのでしょうか。

【答】地積更正の手続きとは、土地の登記簿に記載された面積が、実際と異なることを是正するための手続きです。地積更正の申請は、土地の所有者が行います。地積更正の申請には、測量士による測量結果の提出が必要です。地積更正の申請が認められると、登記簿に記載された面積が、実際と一致するよう変更されます。

(昭和54年2月13日)

昨年十二月四日から、「山口新聞」の紙面に、毎週一回、「登記の相談」を掲載してまいります。

【問】字図と違う石標とは何か、また、どのように関係しているのでしょうか。

【答】字図と違う石標とは、土地の登記簿に記載された石標の位置と、字図に記載された石標の位置とを関係づけるための手続きです。字図と違う石標の申請は、土地の所有者が行います。字図と違う石標の申請には、測量士による測量結果の提出が必要です。字図と違う石標の申請が認められると、登記簿に記載された石標の位置が、字図に記載された石標の位置と一致するよう変更されます。

【問】隣接者と協定も、とありますが、これは何を指しているのでしょうか。

【答】隣接者と協定とは、土地の登記簿に記載された面積と、隣接者の土地との境界線を関係づけるための手続きです。隣接者と協定の申請は、土地の所有者が行います。隣接者と協定の申請には、測量士による測量結果の提出が必要です。隣接者と協定の申請が認められると、登記簿に記載された面積が、実際と一致するよう変更されます。



字図と違う石標

【問】字図と違う石標とは何か、また、どのように関係しているのでしょうか。

【答】字図と違う石標とは、土地の登記簿に記載された石標の位置と、字図に記載された石標の位置とを関係づけるための手続きです。字図と違う石標の申請は、土地の所有者が行います。字図と違う石標の申請には、測量士による測量結果の提出が必要です。字図と違う石標の申請が認められると、登記簿に記載された石標の位置が、字図に記載された石標の位置と一致するよう変更されます。

隣接者と協定も

【問】隣接者と協定も、とありますが、これは何を指しているのでしょうか。

【答】隣接者と協定とは、土地の登記簿に記載された面積と、隣接者の土地との境界線を関係づけるための手続きです。隣接者と協定の申請は、土地の所有者が行います。隣接者と協定の申請には、測量士による測量結果の提出が必要です。隣接者と協定の申請が認められると、登記簿に記載された面積が、実際と一致するよう変更されます。

(昭和54年2月26日)

山林に境界杭を 設置しよう

平素から誰にもわかるよう
また紛争をさけるためにも

山口地方法務局
山口県土地家屋調査士会

◎境界杭は森林組合で
取扱っています。



PRコーナー

広報部

今年度は、四月に朝日新聞の県内各版に土地家屋調査士の業務PRの広告を出しましたが、今回は、山口県森林組合連合会発行の「山口森林連広報」に六月一日、十一月一日、三月一日の三回、図のような広告を掲載いたしました。

限られた本部予算のなかで、どのように業界PRを推進するか、尚一層の検討を要するところです。

地番を一つにまとめたいが



接続地で地目も同じ

地目も同じ、接続地でも地番を一つにまとめたいが、なかなか実現しない。これは、地籍調査の進捗状況や、地権者の意向などによって異なる。地籍調査が進むにつれて、接続地でも地目も同じにするようになり、地番を一つにまとめることができるようになる。これは、地権者の意向も関係する。地権者が地番を一つにまとめることを希望すれば、地籍調査が進むにつれて、地番を一つにまとめることができるようになる。これは、地権者の意向も関係する。地権者が地番を一つにまとめることを希望すれば、地籍調査が進むにつれて、地番を一つにまとめることができるようになる。

(昭和54年3月5日)

資料

昭和53年度 業務年計報告集計表

(会員数 271名)

	人数	%
50万以下	57	21.0
100万 "	33	12.2
200万 "	32	11.8
300万 "	39	14.4
400万 "	21	7.7
500万 "	29	10.7
1,000万 "	46	17.1
1,500万 "	8	2.9
2,000万 "	3	1.1
2,000万以上	3	1.1

支 部	主 地			建 物		
	1人当りの平均件数	1人当りの平均報酬額	1件当りの平均報酬額	1人当りの平均件数	1人当りの平均報酬額	1件当りの平均報酬額
岩 国	59	875,467	14,838	60	1,262,186	21,036
徳 山	80	1,583,789	19,797	86	1,832,782	21,311
山 口	79	1,220,990	15,455	83	1,676,944	20,204
萩	60	1,064,113	17,735	72	1,606,414	22,311
宇 部	87	1,081,162	12,427	75	1,371,808	18,290
下 関	59	1,025,256	17,377	82	1,647,546	20,092
総 計	71	1,139,006	16,042	77	1,557,934	20,232

随想

旅のメモから



副会長 新本清人

今度は、印度ネパールの旅について、少しメモを手繰ってみよう。

印度と言えば、誰でも象・孔雀・釈迦・ガンジー等を連想し、ターバン・サリー・宝石・虎の皮の褲はな

いにしても、有名な建築物タージ・マハールに思いを及ぼす人もあるだろう。

訪問したネパールについては、ヒマラヤの登山基地としての首都カトマンズとその周辺の古い歴史、郊外の町ボカラから見たヒマラヤ連峰の壮観に耳をかす人もあるだろう。

このメモは昭和四八年十一月二六日から十日間の旅行記であり、盲が手さぐりにて象を観察した妄想の域を出ないかも知れないが、御笑覧を戴ければと筆をもつこととした。

出発の日、午前十時半から約一時間余、羽田空港ロビーの一室に於て出国手続等について、詳細なる事務打合せの上、旅行社の担当者から印度旅行についての注意がある。

○多の人は下痢をするのが通例である。

②ホテル以外では如何なる飲食を

もしてはならない。

③ネパールのカトマンズまでのアップショナルツアーは飛行機の確保が保証し難い。

④旅行中の入浴は望み薄であり、印度では電力事情から一流のホテルでも停電することがある。

⑤乗合バスは印度政府の方針により国産車しか使わせないので、冷房がなくガタガタで甚だ乗心地が悪く、欧米先進国や東南アジアの様に快適な観光旅行は望めない等。

さて、我々のグループ三十三名を乗せたエアインディア三〇三便は、十二時四〇分羽田空港を飛び立ち、富士の峰を遙か右下方に眺め、約一時間経過後の機内アナウンスによれば只今鹿兒島上空と説明されたが、見えるものは雲丈である。

航空時間四時間余、午後四時五分香港の啓徳飛行場に着陸。給油時間中、空港ロビーの免税店を巡り、

香港時刻に合わせて時計の針を一時間遅らせる。

この前に来た時よりも海に向って滑走路の拡幅の目立つ香港空港を離陸し、一路タイ国バンコックに向う。

香港迄送ってくれた唯一人の日本人スチュワーデスは交替となり、全員サリーをまとった印度女性となる。

飛行機は太閤に向って西へ西へと進み、七時頃となれば夕闇が訪れて、夕陽が進行方向に映え輝き壯観である。

出国以来数回出された機内食に満腹の声をきき乍ら、二時間半の後バンコック空港に着陸。乗客を機内に留めたまま給油を終えて再び飛行し、一路印度の閩門であるカルカッタに向い、飛翔二時間余でカルカッタ到着。時差二時間半を修正し、時計を八時に改める。

トップリ暮れた異国の夜。入国手続、税関での検査に一時間半も費し、ヤットバスに乗ることとなる。

添乗した旅行社の人の言によれば、通関手続にて大変長い間御待たせしました。でもこれで御懲りにならないよう、これ位の事で懲りたのでは印度旅行は出来ません。又各自手荷物や土産品は別送することなく必ず携行して下さい。この国では別送品は九〇%蒸発して日本へは届きませんヨと、警告された。

空港は治安維持が難かしい為か、印度陸軍の兵隊と警察の両面からの警備であって、重苦しい空気を漂わせている。

空港から三十分の行程と教えられた、今宵我々が夢を結ぶ宿舎オペロイグランドホテル迄、夜の街を印度の国産車に身を委ね、橋末の裏町に似た、鼻を突く油臭く汚い町の裸電球の下に忙むぼろをまとった裸足の人々が多く街路にごろごろと転がる様相は、今迄かつて見た事のない苦境のどん底生活を見て、全く救い難い貧困の極限だと思った。

カルカッタとは印度第一の都会と言われ、人口五五〇万人との記録はあるが、実際には七〇〇万人とも言われていると説明された。

それは正確な調査が行われない上、絶えず流入する宿無しの流浪人口とおびただしい出生率によるのが、その主な理由とされている。

汚い街道を悠々とのし歩く瘠せた瘤のある牛を専ら交通ルールに従い乍ら、バスの中から人口が多いだけが大会でもあるまいにと思う。

背中に瘤のある牛、それは印度最大の宗教と言われるヒンズー教々徒にとつては神の使であり、その肉を喰ったり殺す事等は絶対禁止とされている。

故に牛は道路交通よりも優先し、我々の乗ったバスは気ままな牛の群の行動に支配され乍ら、夜の町をゆつくり走る事となる。

勉強不足の私は、この国に入る迄、

印度とは仏教空葬の國であり、部新
 遺跡を尊ぶ國だと信じていたにも拘
 らず、この國には現在仏教徒は一人
 もなく、ヒンドゥー教とイスラム教の
 二大宗教に隔られていてと聞き、こ
 の國で有名なゾラゾガヤの聖地や盛
 華は、日本人仏教徒等の巡礼のメ
 カではあっても、この國のそれでは
 ない事を強く教えられた。

カルカッタの都市は、英領がユニ
 モンゴッタの旗を掲げ、一六八〇
 年代から二二〇年の歳月に亘って、
 印度侵略の拠点として築造しただけ
 あって、モロロバ風の近代都市を
 形成する一方、残々の先物通った所
 い儀の印章は、亦りにその蓋の大
 きさを感ぜさせなのである。
 然し到着したホテルは豪華であつ
 た。

つての日本の帝國ホテルの比ではな
 い由である。

二人泊の部屋は三層楼まで一セツ
 トであり、一階層の正室は六〇坪は
 充分あるが、と噂したのである。
 四月十一日二十七日、まぶしい太
 陽の光に目覚め、朝食後はバスによ
 る古い市街からの市内見物となる。
 ホテルのカウンターに於て米賃十
 幾を印度通貨に換算し、七五ルビ
 トを受ける。

「ルビト」は当時の日本四四〇円
 位に相当したと記憶している。
 分働したゾラゾガヤの觀光バス、日
 本領の下手な印度人運転の新鮮な
 乗り物によれば、印度の通貨は八在位
 あり、この國は二五の州から成り、
 自動車生産の盛に及び、新車も一年
 で駄目になる、印度女性の費用する
 サリイはそのまとい方で出身地方が

判別出来る等と、

古い市街には新しい其代ほみを
 まとった人達が錯集して居り、バス
 より下車しての足物は悪いもよるぬ
 車であり、車内より写す紙張の外は
 街に乱する人々にカメラを向けよう
 ものなら、カメラは奪われ、袋た
 きにもまねそうな
 悪行である。

後半に朝一した朝
 しいカルカッタの
 市街は、さすが英
 國の建築によるた
 けあって、官庁街、
 外国通社のまっ、
 ス、講堂の住宅と
 公園等の配置はす
 べてモトコトバ風
 である。
 カンゴス川の交
 流の左岸に陸連し
 たこの都市は、復
 易通であつて、緑
 の美しい公園と社

要なる建築物と、街路にうすくまる
 老人を待たせてた衣類に輝きのまま
 集まる喧嘩不良の子供達の姿が対照
 的な、最も印象らしい都市だと説明
 したが不評の言葉にナルホドと納得
 したものである。

お知らせ

● 下関支部では同志者十名と共に現地で山口地方を
 巡回下関を前に於いて、毎週末曜日には電話相談
 室を開設しています。
 時間：午前九時から午後四時までで、支那全
 島が午前・午後各一各ずつ交替して相談に応じ
 ています。
 なお、その他の日に集られた相談者について
 も、臨時、米庁中の会費が応付して相談を受け
 ています。
 ● 本年度の土地家屋調査士試験は八月十九日に
 全道一斉に行なわれます。

訃 報



広 重 徳 政

享年五九才
 (大正九年六月一日生)
 事務所 下関市上田中町八十丁目 八番
 昭和五十四年二月二四日 逝去
 ここに謹んでご冥福を
 祈ります。
 昭和五十二年六月一四日入会
 登録番号第六六六号

橋 本 橋 (萩市)

表紙写真説明
 (懐かしい写真と現在)
 江戸時代、萩城下にも入るための
 三竹所にかかると橋は、この橋のみ
 だ。あとはすべて渡し舟にたよっ
 ていた。
 この橋は、萩の私の故郷地でも
 あり、古い写真に交と現が写って
 いるものも発見されたが、のちに
 この写真に交を添え込んだもので
 あることがわかった。
 用っておのやぐらは火災で焼失
 左隣の橋は、萩の乱の折、山口県
 令(須知事)がかくれ、難をのが
 れたことで、難を逃れ、難をのが
 は無事萩に移動されたが、今
 (萩市五町 下瀬スナコ十番街)

防長人物抄

名物調査士紹介 ⑩

北地埋人

下関支部 山田直夫



ともには着標設の物も備えている。今頃は、製作の事が本誌に少しは伝えられる山口田次氏を頼用

町に離れ宅に話した。山田氏のお家の庭は、手造りであり、つつじの群はことばま積らしいというところを区別してすでに久

種を調査した。おらがまれば、今年の秋高線ははやばやと北へと進み去った様子で、遅咲きの八重桜が植花と

今春のつつじのシーズンには、まだ早いのがいささか残念だが、平達御手廻のお庭拝見とはかりに、御手廻にかけた次第。

福川町も、かなり山奥深く入りこ

んだ昔物（ふぼ）というところにお住まいがあり、現在、農地を二町以上、山林八割ほどを所有の出。なかなかの地主さまである。

明治四十二年生まれながら、肉体的にも精神的にも、まだまだ青年といっても通用するほどの健康さ。

昔から庭づくりが得意ということ。御自宅の庭は、恰好の石組みが配線よく、用りとまれにつつじの植込みに包みこまれながら、存分に春の目射しを受けている。

特に頼まれて手がけた筆置が、うまに福川町から下関市にかけて十数ヶ所にも及ぶ由。

周ながらにして、奥野から由井の松山手廻の庭園と、北遊の山を背に池をあしらった庭の両方を眺めることができるがたい。

つつじの盛開は、まぎや卒業の一週につまるだろう。

王親の庭園を保護しながらも、書院を機嫌出せるのも、恒えば久しおりのことである。

筆置についても、香山御院筆置教授の有資格であり、母は、横風亭直也。

もしにが性別でなければ、上流して、この道を進めて、別の人生をたどっていただろうと疑われる。

昭和六年ごろ、引きつづいての御両親の死を迎え、やむなく家業を継



き、在役などを終り、昭和二十六年から二十九年まで福川町役場では三番首の要務にたずさわり、四十一年にようやく元法曹本とともに入業で自立し、現在に至っている。

知りかけ、手土産代りにと、御自分の竹林で採った竹の子など山の幸のくまごきを出産してただただ感謝の至り。

この日は、まさに御山邸の小説の語である、「花埋み」を野鳥とさせを弄らるるの一日でありました。

